



西原村 定住促進事業補助金

河原校区に新築又は建売住宅を購入された方

100万円を交付します！



対象地域	河原小学校通学区域（大字河原区、大字宮山区の一部）
対象経費	住宅の新築又は新築建売住宅の取得に係る経費
補助金額	100万円（1年目40万円、2年目30万円、3年目30万円の分割補助）
対象者	移住者（転入前5年以上西原村外に住民登録をしていた方）であって、申請時点において39歳以下又は、同居する中学生以下の扶養家族(妊娠中も含む)を有する方。
申請期間	住宅の登記日から1年以内 ※予算の範囲内の交付になりますので、申請される方は事前にご相談をお願いいたします。

※その他にも補助金交付にあたり要件や申請書類等がございますので、詳しくは下記ホームページより交付要綱等をご確認ください。

<https://www.nishihara.kumamoto.jp/kiji003262/index.html>

補助金詳細 HP



移住 PR 動画



西原村役場 企画商工課

TEL : 096-279-3112

〒861-2402 阿蘇郡西原村小森 3259